

四万十市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、四万十市補助金等交付規則（平成17年四万十市規則第35号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、四万十市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この支援金は、原油価格をはじめとするエネルギー価格の高騰により経済的な影響を受けている市内事業者に対し、予算の範囲内において支援金を交付することにより、市内で運営する事業所及び店舗の事業継続を支援し、経営の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業者をいう。

(交付対象者)

第4条 この支援金の交付の対象となる事業者は、別表第1に示す産業分類の事業活動を行う中小企業者であって、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。ただし、設立趣旨や活動内容等から交付対象として不適当と認められる事業者、他の自治体等より同様の支援を受けている事業者及び市の施設の指定管理者を除く。

- (1) 市内にある事業所又は店舗を運営する事業者
- (2) 令和7年3月31日以前に開業している事業者
- (3) 市税を滞納していない事業者

(交付対象経費等)

第5条 交付対象経費等は、別表2のとおりとする。

(交付申請)

第6条 支援金の交付申請をしようとする事業者は、四万十市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）に、必要な書類を添えて申請しなければならない。

2 申請の期限は令和7年12月26日までとする。

3 申請書類に不備や不足等があり、修正や追加提出を求めてもなお令和8年1月30日までに適正に更正がなされない場合には、交付申請を取り下げたものとみなす。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、支援金の交付を決定した場合は、四万十市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金交付決定通知書（様式第3号）により、不交付を決定した場合は、四万十市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、支援金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取消するとともに、又は既に交付した支援金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年四万十市規則第7号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当すると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された支援金については、第8条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

産業	大分類	
第2次産業	C	鉱業、採石業、砂利採取業
	D	建設業
	E	製造業
第3次産業	F	電気、ガス、熱供給、水道業（中分類36水道業のみ）
	G	情報通信業
	H	運輸業、郵便業
	I	卸売業、小売業
	J	金融業、保険業
	K	不動産業、物品賃貸業
	L	学術研究、専門・技術サービス業
	M	宿泊業、飲食サービス業
	N	生活関連サービス業、娯楽業
	O	教育、学習支援業（中分類81学校教育に分類されるものを除く。）
	P	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業 （ただし、他の事業による支援制度がある業種を除く）
	Q	複合サービス業の内86郵便局
	R	サービス業（他に分類されないもの）（中分類93政治・経済・文化団体、94宗教、96外国公務を除く。）
	T	分類不能の産業

別表第2（第5条関係）

交付対象経費	交付対象事業年度	交付対象事業年度に使用した 交付対象経費	交付額
電気料金、ガス料金、燃料費 ※他の補助事業で 支援の対象となっ ている経費を除く。	・個人の場合 令和6年1月1日から令和6 年12月31日 ・法人の場合 令和6年4月1日から令和7 年3月31日の間に終了した事 業年度	77,000円以上154,000円未満	10,000円
		154,000円以上230,000円未満	20,000円
		230,000円以上307,000円未満	30,000円
		307,000円以上384,000円未満	40,000円
		384,000円以上	50,000円

四万十市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金 交付申請書兼請求書

四万十市長 様

申請日 年 月 日

四万十市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱第6条第1項に基づき、以下のとおり申請します。

1 申請者

所在地	〒									施設・店舗の記載欄	所在地 店舗名等	
											所在地 店舗名等	
法人名 又は屋号											所在地 店舗名等	
代表者 職・氏名											所在地 店舗名等	
電話番号	()										所在地 店舗名等	
担当者氏名											所在地 店舗名等	

2 会社の概要

創業年月日	年 月 日	資本金	万円	従業員数	人
主たる業種	☐ C鉱業、採石業、砂利採取業 ☐ D建設業 ☐ E製造業 ☐ F電気、ガス、熱供給、水道業（中分類36水道業のみ） ☐ G情報通信業 ☐ H運輸業、郵便業 ☐ I卸売業、小売業 ☐ J金融業、保険業 ☐ K不動産業、物品賃貸業 ☐ L学術研究、専門・技術サービス業 ☐ M宿泊業、飲食サービス業 ☐ N生活関連サービス業、娯楽業 ☐ O教育、学習支援業（中分類81学校教育に分類されるものは除く） ☐ Rサービス業（他に分類されないもの）（中分類93政治・経済・文化団体、94宗教、96外国公務を除く） ☐ T分類不能の産業				

3 交付対象経費等

対象 事業年度	個人の場合	令和6年1月1日～令和6年12月31日
	法人の場合	年 月 日～ 年 月 日
決算書等に記載する 水道光熱費…①		円
①の内、交付対象経費	電気料金	円
	ガス料金	円
	燃料費	円
	合計…②	円

4 交付申請額(以下のいずれかに○を記入)

選択欄	②の額	交付申請額
	384,000円以上	50,000円
	307,000円以上 384,000円未満	40,000円
	230,000円以上 307,000円未満	30,000円
	154,000円以上 230,000円未満	20,000円
	77,000円以上 154,000円未満	10,000円

5 振込先

振込先 口座	(カナ) 口座名義人										
	金融機関名	銀行・信金・信組 労金・農協・漁協					口座番号				
		本店・支店・本所 支所・出張所・店					☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他				

6 添付書類

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 対象事業年度に使用した水道光熱費が確認できる書類（※詳細は下表参照）
- (3) 四万十市税に滞納が無いことが確認できる証明書（申請から3ヵ月以内に発行したもの）
- (4) 通帳の写し（振込先口座と口座名義が分かる箇所のコピー）

7 その他

この申請書は支援金の交付決定後、請求書として取り扱います。

※対象事業年度に使用した水道光熱費が確認できる書類（下記の書類の写し）

【個人の場合】

申告等の区分		添付する書類
確定申告書を提出をしている方	青色申告をしている方	(1) 確定申告書 (2) 青色申告決算書
	白色申告をしている方	(1) 確定申告書 (2) 収支内訳書
市県民税申告書を提出をしている方		(1) 市県民税申告書 (2) 収支内訳書

【法人の場合】

申告等の区分	添付する書類
確定申告書を提出している方	(1) 確定申告書 (2) 所得の金額の計算に関する明細書 (3) 損益計算書 (4) 販売費及び一般管理費明細書

※提出書類は対象事業年度のものとしします。

※損益計算書で水道光熱費の使用料が確認できる場合は、販売費及び一般管理費明細書の提出は不要です。

※四万十市外の事業所又は店舗も運営している場合は、四万十市内の事業所等の対象経費が確認できる書類を添付してください。

誓 約 書

私は、四万十市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱に基づいて「四万十市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金」を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

記

- 1 四万十市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱で定めているすべての申請要件を満たしているとともに、申請書類の内容に虚偽や不正等はありません。
- 2 申請時点で倒産又は休廃業していません。
- 3 申請者等（代表者のほか、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等）が、四万十市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱第8条第2号に規定する排除措置対象者に該当しておらず、かつ、将来にわたっても該当しません。
- 4 四万十市から申請書類の内容に関して検査や報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- 5 四万十市が行う支援金の交付事務等に係る照会や調査等に従います。また、この交付申請に係る税務情報の調査を居住市町村の課税担当課等に行うことについて異議はありません。
- 6 申請書類に関して虚偽や不正等が判明した場合、既に支援金の交付を受けているときは、支援金の返還と加算金の支払に応じるとともに、事業者名や施設名（店舗名）の公表に応じます。また、納期限までに支援金の返還等を行わなかった場合は、延滞金の支払に応じます。
- 7 その他、四万十市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱の記載事項について理解のうえ、同意します。

年 月 日

四万十市長 様

所在地

法人名または屋号

代表者職・氏名

印

様

四万十市長



四万十市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった四万十市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金について、四万十市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付決定金額	円
交付条件	
特記条件 この支援金交付決定後、四万十市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱第 8 条第 2 号に規定する排除措置対象者に、申請者（団体又は法人の場合はその構成員すべてを含む。）が該当していることが判明した場合は、直ちに交付の決定を取消しますのでご注意ください。	

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

四万十市長



四万十市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった四万十市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金について、四万十市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり不交付とすることを決定したので通知します。

記

不交付の理由：